

立教大学学術推進特別重点資金助成規程

施行	2003年4月1日
改正	2006年4月1日
	2006年6月22日
	2007年4月1日
	2015年3月1日
	2020年3月19日
	2022年4月1日

(趣旨)

第 1 条 立教大学学術推進特別重点資金（以下「立教 SFR 資金」という。）は、次条に定める目的に沿う学術研究活動に対し、その必要な経費を助成するものである。

(目的)

第 2 条 立教 SFR 資金は、次条に規定する、学外との連携や大型外部資金の獲得を視野に入れた、高度にして独創的な研究を助成することにより、学術研究の推進を格段に図ることを目的とする。

(研究種目)

第 3 条 助成の対象となる研究種目は、次の各号に掲げるものとし、その概要は当該各号において定める。

(1) プロジェクト研究

イ 共同プロジェクト研究

本学専任教員を代表者とするプロジェクトチームを編成して行う共同研究

ロ 重点推進プロジェクト研究

共同プロジェクト研究であって、かつ、学術研究の動向や社会的要請に即して、総長が学術推進等の必要度が特に高いと認めた領域において、プロジェクトチームを編成して行う共同研究

(2) 個人研究

本学専任教員、特任教員及び助教（D 及び R を除く。）が単独で行う研究

(3) 大学院学生研究・パッケージ型

指導教員（本学専任教員）の指導の下に行われる、大学院学生の個人研究又は大学院学生を代表者とする複数の大学院学生が行う共同研究

イ 自然科学系大学院学生研究

ロ 人文・社会科学系大学院学生研究

(4) 大学院学生研究・研究発表支援

指導教員（本学専任教員）の指導の下に行われる、本学大学院学生の学会等での研究発表

(5) 大学院学生研究・論文投稿支援

指導教員（本学専任教員）の指導の下に行われる、本学大学院学生の国際的・全国的規模の学術雑誌への論文投稿（学術雑誌の適用範囲については、別に定める。）

(6) 国際研究論文掲載経費補助

本学専任教員による、国際的規模の学術雑誌への論文掲載

(7) 研究外部資金採択者支援資金

本学専任教員が、大型の研究外部資金に採択され、研究代表者として研究を実施した場合に本学が助成する研究費（対象となる資金は、文部科学省並びに文部科学省が所管する独立行政法人及び国立研究開発法人から配分された競争的資金であって、期間全体の直接経費が2,000万円を超えるものかつ公募されているものとする。ただし、全学研究助成委員会が特に認める場合は、この限りではない。対象課題は全学研究助成委員会が判断し、決定する。）

(助成対象者及び対象研究種目)

第4条 各号に掲げる職及び大学院学生が助成対象となる研究種目は、次のとおりとする。

- (1) 本学専任教員は、前条に規定する研究種目のうち、同条第3号から第5号までを除く各研究種目の研究代表者及び研究分担者となることができる。
- (2) 本学助教（D及びRを除く。）は、前条に規定する研究種目のうち、同条第2号の研究代表者、同条第1号の研究分担者となることができる。
- (3) 本学特任教員は、前条に規定する研究種目のうち、同条第2号の研究代表者、同条第1号の研究分担者となることができる。
- (4) 本学教育講師は、前条に規定する研究種目のうち、同条第1号の研究分担者となることができる。
- (5) 前4号に指定する者以外で、本学に所属し、研究代表者がプロジェクトに関わるとして認めた者は、前条に規定する研究種目のうち、同条第1号の研究分担者となることができる。
- (6) 本学大学院研究科（博士課程前期課程（修士課程を含む。）及び博士課程後期課程）に在籍する大学院学生は、指導教員（本学専任教員）の推薦を受けた場合、前条に規定する研究種目のうち、同条第3号の研究代表者となることができる。また、同条第1号の研究分担者又は同条第3号の共同研究者となることができる。さらに、同条第4号及び第5号の研究種目に申請することができる。
- (7) 本学以外の国内外の研究機関に所属する研究者等及び産業界の研究者等は、当該研究者等の所属機関長等による当該研究プロジェクトへの参画の承諾を条件として、前条第1号の研究分担者となることができる。

(研究期間)

第5条 立教SFR資金による研究期間は、第3条に規定する研究種目のうち、同条第1号については、3年度までとする。

- 2 第3条第2号から第6号までの研究種目について本助成による研究期間は単年度とする。なお、これらの研究種目の中で同条第3号から第6号までについては、次年度における同一研究課題で再申請することができるが、これを新規申請として扱うものとする。
- 3 第3条第7号に規定する研究種目は、当該外部資金の採択期間とする。
- 4 前項において、採択期間が契約期間と異なる場合は、契約期間とする。

(運営会議)

第6条 立教SFR資金の運営は、立教大学全学研究助成委員会並びに同委員会専門部会助成一般部会（以下「助成一般部会」という。）及び専門部会企画・調整部会（以下「企画・調整部会」という。）が行う。

(審査・評価委員会)

第 7 条 助成一般部会のもとに、立教 SFR 審査・評価委員会を、企画・調整部会のもとに立教 SFR 重点領域
審査・評価委員会を置く。

2 立教 SFR 審査・評価委員会は、次の委員をもって構成し、第 3 条第 1 号及び第 2 号に掲げる研究種目（同
条第 1 号ロを除く。）の審査及び評価に当たる。

- (1) 助成一般部会構成員
- (2) 外部有識者 2 人

3 立教 SFR 審査・評価委員会委員長は、助成一般部会長をもって充てる。

4 第 2 項第 1 号の任期は 1 年とし、同項第 2 号の任期は 2 年とする。

5 立教 SFR 審査・評価委員会委員長が必要と認めた場合、委員会のもとに臨時の委員を置くことができる。
任期は当該審査・評価期間とする。

6 立教 SFR 重点推進審査・評価委員会は、次の委員をもって構成し、第 3 条第 1 号ロの審査及び評価に当
たる。

- (1) 企画・調整部会構成員
- (2) 全学研究助成委員会委員長が指名する者 若干人

7 立教 SFR 重点推進審査・評価委員会の委員長は、企画・調整部会長をもって充てる。

(審査・評価委員会の評価システム)

第 8 条 前条第 1 項で定める審査・評価委員会は、事前に研究の必要性、有効性を判断する基準を確認す
るとともに、採択された研究計画については研究成果の事後評価を行い、評価報告書を作成し、これに基
づく次の研究計画の審査に当たっての判断基準を更に適切なものにする。審査・評価方法については、別
に定める。

(申請手続)

第 9 条 立教 SFR 資金（第 3 条第 7 号に定める研究種目を除く。）による助成への申請を行う者は、申請
期間内に、申請書（研究計画等）を事務局に提出しなければならない。

2 申請に必要な書類は、別に定める。

(申請件数の制限)

第 10 条 第 3 条に規定する研究種目のうち、同条第 1 号から第 3 号までについて、1 人の研究者が研究代
表者又は研究分担者として参画できるのはそれぞれ 1 研究課題とする。

なお、国際学術研究交流制度在外研究との重複申請はできない。

2 第 3 条第 4 号において 1 申請者につき申請可能な件数は、年 2 回の募集期間につき各回 1 件までとする。

3 第 3 条第 5 号の申請区分は次のとおりとし、1 申請者につき申請可能な件数は、各年度当たり次のイ、ロ
のいずれか 1 件までとする。

- イ 論文作成経費
- ロ 論文掲載経費

4 第 3 条第 6 号の申請区分は次のとおりとし、1 申請者につき申請可能な件数は、各年度当たり次のイ、
ロとも、各 1 件までとする。

- イ 国際研究論文作成経費
- ロ 国際研究論文掲載経費

(申請期間)

第11条 立教SFR資金による助成への申請期間は、助成を希望する年度中のうち別途定める期間内とする。

(審査手続・決定)

第12条 第7条第1項で定める審査・評価委員会は、第3条第1号及び第2号の各研究課題について審査を行い、各研究種目の採択課題、助成金額等を全学研究助成委員会に報告し承認を得る。

2 第3条第3号については、各研究科に審査を委嘱し、立教SFR審査・評価委員会は採択課題を承認する。

3 第3条第4号から第6号までについては、助成一般部会長が承認することとする。

4 採択された各研究課題については、その研究代表者宛てに通知する。

5 前項の通知を受領した者が、当該通知に係る助成金等の交付内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知日より1週間以内に申請の取下げを行うことができる。申請取下げがあった場合は、当該助成金の採択の決定はなかったものとする。

(対象経費)

第13条 第3条に規定した各研究種目の対象経費は、研究課題に直接必要な経費で次の各号に該当するものとする。

(1) 第3条第1号及び第2号の対象経費は、別表第1のとおりとする。

(2) 第3条第3号の対象経費は、別表第2のとおりとする。

(3) 第3条第4号の対象経費は、研究発表奨励金とする。研究発表奨励金は、学会発表等に必要となる経費について学会等の開催地域に応じて助成する奨励金とし、詳細は募集要項において定める。

(4) 第3条第5号及び第6号の対象経費は、論文作成経費（翻訳料、校閲料等）及び論文掲載経費（投稿料、掲載料、ウェブ掲載料、オープンアクセス料、別刷代等）とする。

(5) 第3条第7号の対象経費は、別表第1のとおりとする。なお、申請によって兼務教員人件費として臨増コマ2コマ又は臨増コマ1コマ（残額は、別表第1の経費の執行を認める）を選択することができる。

2 前項に定める対象経費について、大学の他の助成金又は経費と混同して支出することはできない。

(助成額)

第14条 第3条に規定した各研究種目の助成額は、別に定める。

(費目変更)

第15条 研究の着手後に、やむを得ない事由により、承認された費目配分の変更を希望する際、1つの費目について予算総額の30%以上の変更が生じるときは、その変更内容及び理由について、全学研究助成委員会助成一般部会長の承認を必要とする。

(立教SFR資金の支出手続)

第16条 物品の発注、登録、旅費の請求、計算、支払などの事務手続は、別に定める手続に従う。

(財産の帰属)

第17条 立教SFR資金により購入した図書資料、用品及び機器備品は大学に帰属するものとする。

(義務)

第18条 立教SFR資金の交付を受けた採択課題の研究代表者は、年度末又は研究期間終了後定められた期間内に、研究成果報告書等を事務局に提出しなければならない。ただし、第3条に規定する研究種目のうち、同条第5号から第7号までについてはこの限りでない。

2 複数年度にわたる研究計画として採択された課題の研究代表者は、研究期間中の各年度末の定められた期間内に、研究計画の進捗状況等についての研究経過報告書を事務局に提出しなければならない。

3 第3条第1号及び第2号の研究種目に採択され助成を受けた研究代表者（同条第1号の場合、学内研究分担者でも可）は、科学研究費等の外部資金に応募しなければならない。なお、第3条第1号の研究種目においては、採択期間中、毎年度応募を行うものとする。

4 立教SFR資金による研究成果を公表する時には、同資金による助成を受けた旨を付記するものとする。

日本語名：立教大学学術推進特別重点資金

英語名：Rikkyo University Special Fund for Research

(評価の実施)

第19条 第7条第1項で定める審査・評価委員会は、研究期間終了後、前条第1項に従い提出された研究成果報告書を基に評価し、研究評価報告書を作成するものとする。

(研究成果の公開)

第20条 立教SFR資金による助成を受けた学術研究活動については、原則として年度末又は研究期間終了後（複数年度にわたる研究計画として採択された課題については、その中間報告時を含む。）直ちに研究成果を公開し、研究活動の透明性を高める。また、公開に際しては、前条における研究成果報告書等を、当該研究成果の活用、還元等に配慮し、インターネットのホームページ等のメディアを用いて広く社会一般に対して速やかに公開する。ただし、やむを得ない事由により公表を延期する場合は、当該研究活動に係る研究代表者は、その事由及び公表計画等を事務局に提出することとする。

(知的財産権の帰属)

第21条 立教SFR資金を受けた研究の実施により生じた発明等は速やかに立教大学リサーチ・イニシアティブセンターに報告及び相談し、必要な手続きをとることとする。また、その際に発生した特許権等は原則として立教学院に帰属するものとするが、当該特許権等による利益があった場合は、一定の比率による対価が研究者に支払われる。

(返還等)

第22条 次の各号のいずれかに該当する場合は、採択者に対して既に受領した立教SFR資金の返還を求め、残りの採択期間の執行を停止する。

(1)本規程第18条に定める義務が履行されなかった場合

(2)立教大学公的研究費の使用・管理に関する規程に準じた助成金の適正な執行等が遵守されなかった場合

(3)前2号に定めるほか、全学研究助成委員会が助成金の返還及び執行の停止を決定した場合

2 第3条第1号及び第2号の研究種目の採択者が、第18条第3項にもとづき科学研究費等の外部資金に応募し採択された場合、立教SFR資金の残りの採択期間の執行を停止する。ただし、研究代表者からの申請に基づき、全学研究助成委員会が執行の継続を承認した場合は、この限りではない。

(事務局)

第23条 立教SFR資金による助成に関する事務は、リサーチ・イニシアティブセンターが行う。

(規程の改廃)

第24条 この規程の改廃は、全学研究助成委員会の議を経て総長が行う。

附 則

この規程は、2003年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2006年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2006年6月22日から施行する。

附 則

この規程は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

別表第1 プロジェクト研究及び個人研究並びに研究外部資金採択者支援資金の対象経費（第13条関係）

対 象 経 費
消耗品費
用品費
その他図書資料費
燃料費
旅費交通費
海外出張費
電信電話費
郵便費
印刷費
製本費
機器備品修繕費保守料
施設・設備等賃借料
その他の委託費
報酬・手数料
諸会費
会議会合費
雑費

教育研究用機器備品 兼務職員人件費

別表第2 大学院学生研究・パッケージ型の対象経費 (第13条関係)

対 象 経 費

消耗品費

用品費

その他図書資料費

燃料費

旅費交通費

海外出張費

電信電話費

郵便費

印刷費

施設・設備等賃借料

その他の委託費

報酬・手数料

諸会費

雑費
